

災害時における医療救護に対する福島区薬剤師会の活動協力についての覚書

大阪市福島区役所（以下「福島区役所」という。）と福島区薬剤師会は、災害発生時における医療救護について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 この覚書は、大阪市地域防災計画において想定されている災害（地震、風水害等異常な自然現象または大規模な火事等）もしくは事故災害（航空、道路、鉄道等）が発生し、大阪市福島区災害対策本部が設置された場合（但し、大阪府と社団法人大阪府薬剤師会との間で締結した「災害時における医療救護活動についての協定書」第8条が適用される場合には、同協定を優先する。）に、災害発生時の初期段階における医療救護の万全を期するため、福島区役所が行う医療救護に対して、福島区薬剤師会会員のうち協力可能な薬剤師により実施する医療救護活動への協力及び災害時医薬品等の供給について必要な事項を定める。
- 2 福島区薬剤師会は、災害が発生した時点において、社会貢献の一環として、福島区役所が指定する救護所において医療救護活動への協力及び災害時用医薬品等の供給を行う。この場合の福島区薬剤師会の協力は民法第698条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、福島区薬剤師会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける義務、一定数を確保する義務を負うものではない。
- 3 福島区薬剤師会が行う上記の医療救護活動協力及び同経費の負担については、大阪市と社団法人大阪府薬剤師会との間で締結した「災害時用医薬品等の供給に関する協定書」（平成20年10月1日）及び大阪府と社団法人大阪府薬剤師会との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（平成24年4月1日）を準用する。
- 4 この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。
- 5 この覚書の有効期間は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までとする。
ただし、この覚書の有効期間の終了前30日までに、双方別段の意思表示がないときは、更に1年間延長し、以降同様とする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 4年 3月 1日

大 阪 市 福 島 区 長

福島区薬剤師会会長